

南知多町職員の育児休業等に関する規則（平成4年南知多町規則第3号）の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 7年 9月19日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 2 1 号

南知多町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

南知多町職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年南知多町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

第16条の 2 中「であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第17条の前の見出し中「請求」の次に「、第 2 項申出及び第 3 項変更の」を加え、同条第 1 項中「請求は、部分休業承認請求書」を「請求、育児休業法第19条第 2 項の規定による申出（第 3 項において「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による当該申出の内容の変更（第 3 項において「第 3 項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第 3 項変更をしなければ育児休業条例第20条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。